

特許庁同日発表

平成 31 年 3 月 22 日

「地域団体商標ガイドブック 2019」を発行しました！

～成功する地域ブランドの「虎の巻」！～

特許庁は、地域団体商標の制度概要、活用事例、支援策等についてまとめた「地域団体商標ガイドブック 2019」を発行しました。地域ブランド振興に取り組まれている方はぜひ御覧ください。

1. 概要

特許庁が 2006 年に創設した「地域団体商標制度」は、地域の魅力あふれる名物のブランド力の向上と模倣品対策を目的として、多くの団体に御活用いただいております。

「地域団体商標ガイドブック 2019」は、地域団体商標を活用している団体の最新事例を紹介するとともに、地域団体商標制度の概要、特許庁の支援策、登録されている 645 件(2018 年末時点)の地域団体商標を掲載しています。

地域ブランド振興に取り組まれている方に、今後更なる魅力あるブランド作りの参考資料として御活用いただければ幸いです。

関東経済産業局管内では、123 件の地域団体商標が登録されています(2018 年末時点)。



2. 冊子の配布

本冊子は無料で配布しておりますので、御希望の方は関東経済産業局知的財産室まで御連絡下さい。なお、数量には限りがございますので、予め御了承下さい。

ガイドブックについての詳細は以下のホームページを御覧ください。

・「地域団体商標ガイドブック 2019」について(特許庁ホームページ)

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/tiikibrand.html>

(本発表資料のお問合せ先)

関東経済産業局地域経済部

産業技術革新課知的財産室長 吉野 幸代

担当者:大西

電話: 048-600-0239(直通)

048-601-1287(FAX)

<参考>

(1)「地域団体商標ガイドブック 2019」掲載内容

①地域団体商標活用事例

・成功に至ったポイント、地域団体商標の出願までの経緯や権利取得後の効果等を掲載しています。

地域団体商標 活用事例 02



豊川いなり寿司
商標登録 第 6013646 号
特許庁特許第4441799号(45頁)

市民一丸で盛り上げてきた
ブランドの商標権を取得し、
まちおこしの求心力を向上



いなり寿司発祥の地の一つとされる愛知県豊川市に伝統的な地元料理「豊川いなり寿司」をブランドとして掲げ、市民一丸となり意欲的なまちおこしを推進してきました。地域団体商標の登録により、地域活動の自主財源となるロイヤリティビジネス関連キャラクターを活かした公認商品の開発の推進など、施策を活用した地域活性化活動の推進がますます進んでいます。

この方々にお話を聞きました！

特許担当 河野 昌人
みんなかで豊川いなり寿司会
代表理事
〒437-0001 豊川市豊川1-17-10
TEL 05322-693206



代表理事 大塚 正子



いなり寿司のブランド化を核とした取り組みを、より盛り上げるために出願

豊川即席の門前町として栄えてきた豊川市では、古くからたこんの店がそれぞれの工夫を凝らした創作いなり寿司を提供し、お客様をもてなしてきました。ところが近年は来訪者が減少、そこで、市民が一丸となり「豊川いなり寿司」のブランド化でまちおこしを進めました。B-1グランプリなど様々なイベントへの参加やメディアでのPRで着実に知名度をアップ。一方、2013年には「豊川いなり寿司」のロゴマークを商標登録登録し、商標権のロイヤリティ(使用料)を得る収益事業もスタートしました。そして、意欲の求心力をさらに高めるべく地域団体商標の出願に至りました。

ロイヤリティビジネスを加速していく上でも活かせる
● **地域団体商標のアピール力**

ロイヤリティ契約が開始状態となっていたところ、出願を機に案件の問い合わせが寄せられ新規契約も獲得。そうした効果もあり、登録後はイベントポスターなどに地域団体商標制度のロイヤリティ

に活用してアピールしています。同市の観光協会では、船やパトラ、パルメーターヘンなどいなり寿司以外の地域資源にも「とよかわブランド」としてスポットを当てていく方針を決定。地域団体商標が引き金となり、幅広いジャンルから「地域ブランドの確立」による地域活性化を促す効果が生まれています。



STEP 1 いなり寿司のブランド化開始

2009年に豊川いなり寿司の商標登録(第6013646号)取得。2009年に豊川いなり寿司で豊川いなり寿司の商標登録(第6013646号)取得。



STEP 2 B-1グランプリに出展

2010年、神奈川県鎌倉市で開催されたB-1グランプリに出展し、入賞。さらに2013年にはB-1グランプリが豊川市で開催されたイベントの機に、同年9月、「豊川いなり寿司」のロゴマークの商標登録も完了。



STEP 3 地域団体商標に登録

地域団体商標登録を申請し、2016年に「みんなかで豊川いなり寿司会」という名称で地域団体商標の申請が完了。そして2016年11月、地域団体商標の登録が完了。



権利者の声

国に認められたブランドという大きな価値

10年以上にわたり「豊川いなり寿司」のブランド化を進めてきましたが、地域団体商標も取得できたという点は、二度である国から地域ブランドとして認められたことにも大きな価値があります。認識はますます

(河野 昌人 氏)

販売者の声 1

アイデア豊富なソルフードをたくさんの人に発信したい

日本人のソルフードと言えるいなり寿司「豊川」に注目してほしいというアイデアがある。と全国に発信したいと思っていました。地域団体商標も取った

販売者の声 2

キャラクターを活かした関連グッズの今後に期待

キャラクターが持つ24時間いつでもどこでも大活躍。関連グッズの今後に期待しています。



(大塚 正子 氏)

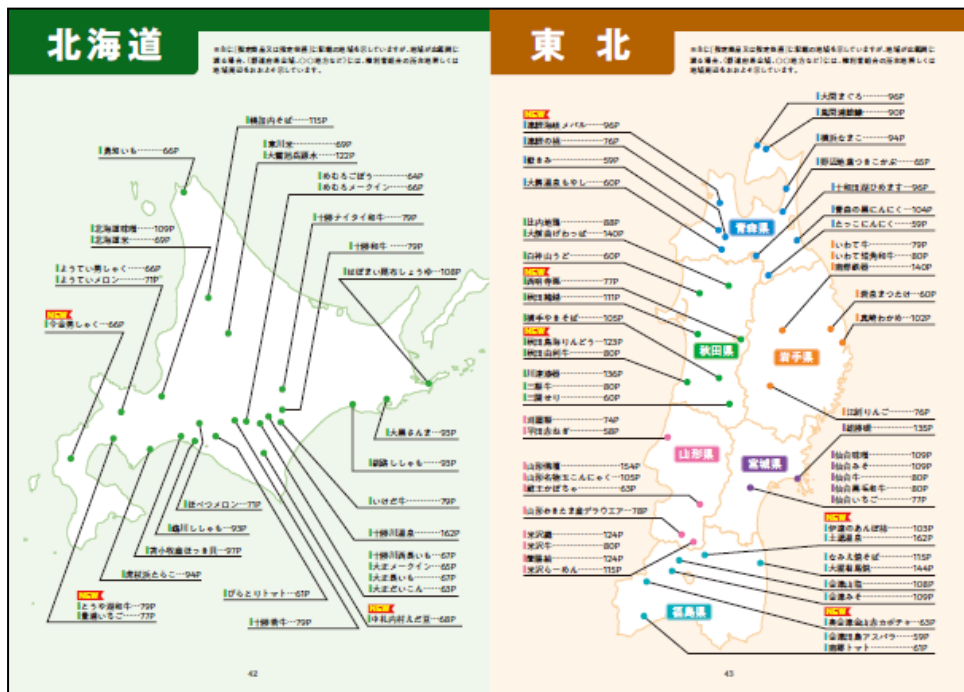
成功のポイント

製品を取り扱う
販売業者等の声

(活用事例(一部抜粋))

②全国の地域団体商標紹介

登録されている 645 件(2018 年末時点)の地域団体商標を都道府県別、産品別に掲載しています。



(都道府県別(一部抜粋))

第2章 地域団体商標索引(産品別)

産品別は登録された指定商品又は指定役務の種類ごとに掲載しております。
指定商品又は指定役務が複数ある場合は、最初に記載されている指定商品又は指定役務の種類に則して分類しております。

●野菜	●菓子	●焼物・瓦
●米	●麺類・穀物	●おもちゃ・人形
●果実	●茶	●仏壇・仏具・葬祭用具・家具
●食肉・牛・鶏	●酒	●貴金属製品・刃物・工具
●水産食品	●清涼飲料	●木材・石材・炭
●加工食品	●植物	●温泉
●牛乳・乳製品	●繊維・被服・布製品・履物	●サービスの提供(温泉を除く)
●調味料	●工芸品・かばん・器・雑貨	

野菜	米
博多なす……………62	能登大納言……………67
嬉志高原キャベツ……………58	丹波篠山黒豆……………68
淡路島たまねぎ……………58	NEW 中札内村えだ豆……………68
平田赤ねぎ……………58	新潟茶豆……………68
矢切ねぎ……………58	加賀野菜……………68
結崎ネブカ……………58	京の伝統野菜……………68
滑東ねぎ……………58	NEW 内藤とうがらし……………68
飛騨ほうれんそう……………59	
嶺きみ……………59	米
藤田レタス……………59	東川米……………69
大山ブロッコリー……………59	北海道米……………69
会津田島アスパラ……………59	NEW 多古米……………69
たっこんにんく……………59	黒部米……………69
	NEW 能登米……………69

(産品別(一部抜粋))

(2) 地域団体商標制度について

地域ブランドとして用いられることの多い「地域名」と「商品(サービス)名」の名称等からなる文字商標(地域団体商標)について、一定の要件の下、商標登録を可能とする制度です(※)。

※通常、「地域名」と「商品(サービス)名」の名称等からなる文字商標は、「全国的に有名」でなければ登録することができません。

地域団体商標を取得した権利者からは、地域団体商標の取得により、地域ブランド力が向上した、団体構成員のモチベーションアップにつながった、模倣品対策に役立ったなどの声をいただいています。

地域の名物が地域団体商標として特許庁に登録されていることを示すものとして、下記の「地域団体商標マーク」を使用することができます。



地域団体商標マーク



地域団体商標マークの活用例

・(参考)関東経済産業局知的財産室「地域団体商標制度」

http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chizai/chiiki_dantai_shohyo_seido.html